

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土壤汚染状況調査の実施及び報告すべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第4条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして、環境省令（施行規則第26条）で定める基準に該当するとき。 2 処分の内容 当該土地の所有者等に対し、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に適切な方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。	
	参 考 事 項	施行規則第26条、27条 (罰則) 法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)